

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、上ノ国町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上ノ国町長の指名する職員
- (2) 関係市町村長の指名する職員
- (3) 北海道檜山振興局長の指名する職員
- (4) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 交通会議は、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会長)

第4条 交通会議に、会長を置く。

- 2 会長は、上ノ国町長の指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 構成員は、会議への出席及び議決権の行使を行う。
- 3 交通会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議決は、出席した構成員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(協議結果の取扱)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、上ノ国町総務課が処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

上ノ国町地域公共交通会議構成団体

区 分	団 体
主管市町村	上ノ国町
関係市町村	江差町
	松前町
関係都道府県	北海道檜山振興局
地方運輸局	北海道運輸局函館運輸支局
関係自動車運送事業者	函館バス株式会社
	有限会社上ノ国ハイヤー
その他町長必要と認める者	上ノ国町連合町内会
	上ノ国町老人クラブ連合会
	上ノ国町商工会